

明石市旅館業法施行条例（平成29年条例第49号） 新旧対照表

改 正	現 行
<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第11条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、<u>宿泊しようとする者の衣服等が著しく不衛生で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められることとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第11条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>宿泊しようとする者が宿泊料を支払う能力を有しないと認められること。</u></p> <p>(2) <u>宿泊しようとする者の身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。</u></p> <p>(3) <u>宿泊しようとする者が泥酔し、又はその言動が著しく異常であって、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。</u></p> <p>(4) <u>宿泊しようとする者が暴力団員その他規則で定める者であると認められること。</u></p> <p>(5) <u>宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたと認められること。</u></p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「(新 設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>	